

江東区保幼小連携教育プログラム



学び・育ちを 滑らかに 確実に つなぐ

with… ～ともに～



KOTO City In TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

江東区教育委員会

～ 改訂にあたって ～

江東区保幼小連携教育プログラムは、平成24年に江東区の保育所・幼稚園・小学校が連携して、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、ともにこどもたちの学び・育ちを支えていくための資料として、保育者・小学校教員用に作成したものです。本プログラムをもとに、これまで、区内の保幼小連携教育は、こども同士、施設同士の連携の歩みを着実に進めてきました。

この度、学習指導要領等の改訂や、「教育推進プラン・江東（第2期）」の策定、「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」の取組等を踏まえ、本プログラムを改訂することとなりました。これまでの取組をさらに一歩進めて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や、「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」などを活用して、幼児期の「学び・育ち」を、滑らかに、確実に、小学校へつなぐことを目指します。

本プログラム及び概要版リーフレットには、保育所・幼稚園と小学校が、それぞれの教育の充実を図ったり、互惠性のある交流活動に取り組んだりできるように、本区の連携教育の考え方のほか、具体的な活動例や指導計画例などを掲載しています。

保育所・幼稚園の保育者は「幼児が小学校に入学してどのように学び、育っていくのか」について理解を深め、小学校教員は「幼児がどのように学び、育ってきたのか」について理解を深め、**with… ～ともに～** 江東区のこどもたちのために、心を一つに、力を合わせられるよう願っています。

本プログラムにより、未来を担う「江東区のこどもたち」の学び・育ちがさらに充実し、育成の場である園・学校の連携が、より一層深まっていくことを期待します。

江東区教育委員会

目次

○ 改訂にあたって

第1章 江東区が目指す学校教育と連携教育

- 1 江東区の教育施策と連携教育 2
 - (1) 江東区の教育施策
 - (2) 「こうとう学びスタンダード(ネクストステージ)」と連携教育
- 2 幼児期の学び・育ちを小学校へつなぐ 3
 - (1) 就学前教育(幼児期の教育)の充実
 - (2) 1年生の教育の充実

第2章 江東区保幼小連携教育プログラム

- 1 江東区保幼小連携教育プログラムの基本的な考え方 6
 - (1) 策定のねらい
 - (2) 連携教育の進め方
 - (3) 連携協力校(園・所)のグループ
 - (4) 連携に取り組む際の配慮
- 2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」によるこどもの姿の共有 8
 - (1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは
 - (2) 各学校段階等間の円滑な接続について
 - (3) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した評価や保育記録の工夫
- 3 「こうとう学びスタンダード(ネクストステージ)」による学び・育ちの接続 11
 - (1) 江東区保幼小中連携教育の全体像
 - (2) 「就学前教育スタンダード」とは
 - (3) 「こうとう学びスタンダード(ネクストステージ)」について
 - (4) 「就学前教育スタンダード」と他スタンダードとの主なつながり

参考 「小中の接続」～有明小学校・有明中学校の取組～
- 4 保幼小が連携するスタートカリキュラムKOTO方式 28
 - (1) 江東区におけるスタートカリキュラムの編成
 - (2) スタートカリキュラムの編成・実施の考え方
- 5 年間計画に基づき行う合同行事・研修会や日常的に行う連携・交流 38
 - (1) 連携・交流の年間計画の例
 - (2) 連携・交流の活動等の具体例
 - (3) 保育所・幼稚園と小学校の連携・接続ステップ表

第3章 就学前教育(幼児期の教育)の指導計画例 49

資料 67

- ・ 江東区連携教育実施報告書 様式例
- ・ 江東区連携教育グループ一覧

※ 本プログラムにおける「保育所・幼稚園」には認定こども園等のすべての就学前教育施設を、「小学校」には義務教育学校(前期課程)を、それぞれ含みます。
また、本プログラムでは、保育所や幼稚園、認定こども園等のすべての就学前教育施設において保育を行う者の総称として「保育者」という文言を用いています。

第1章

江東区が目指す

学校教育と連携教育



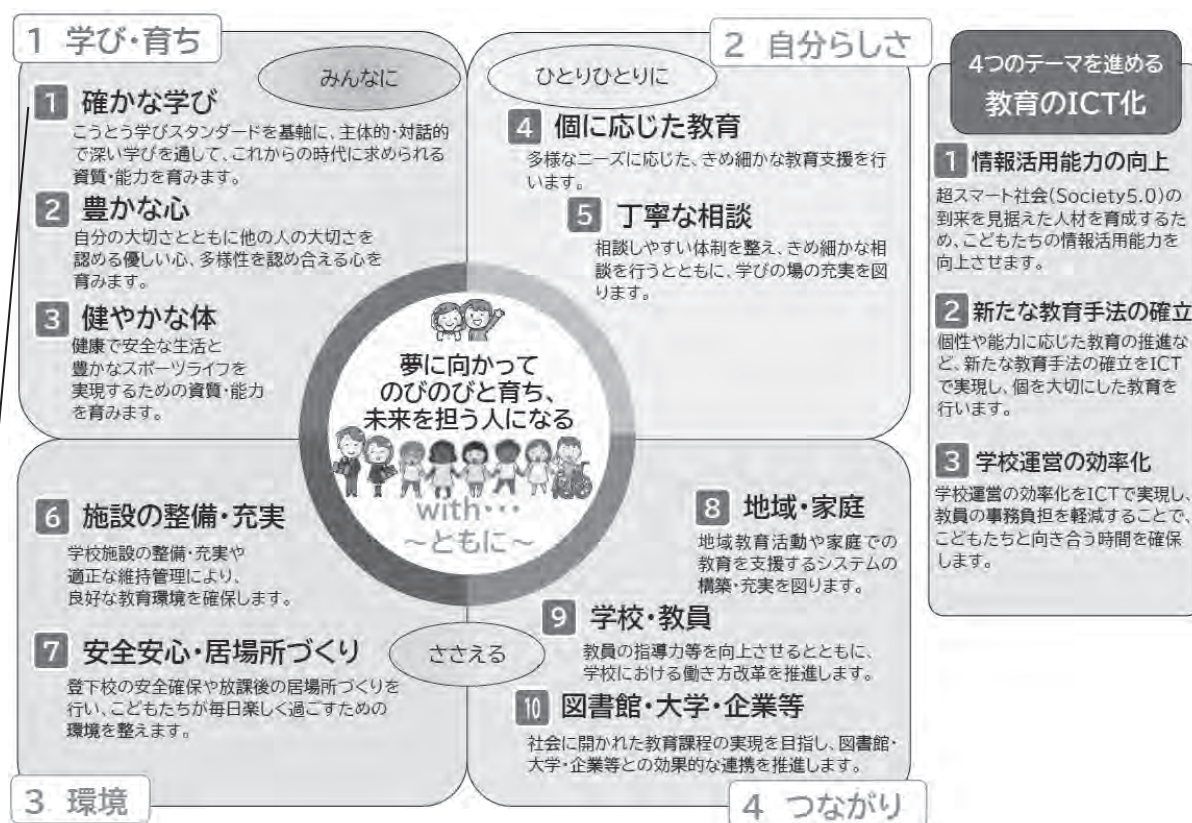
1 江東区の教育施策と連携教育

(1) 江東区の教育施策

江東区教育委員会は、「江東区基本構想」の下、「江東区長期計画」の分野別計画として、平成23年3月に10年間で取り組むべき教育施策を示す教育振興基本計画「教育推進プラン・江東」を策定しました。「教育推進プラン・江東」では、0歳から15歳までのこどもたちが、それぞれの成長段階で「生きる力」を育み、15歳の春を笑顔で迎えられるように、学校と家庭と地域が手に手を取り合って、連携して教育を推進することを大切にしてきました。

平成28年3月には、前期5年間の取組を検証するとともに、教育行政の現状と新たな課題に対応するため、「教育推進プラン・江東（後期）」を策定しました。その中で、江東区の教育に関わるすべての人たちが、「江東区教育理念」のもと、より一層協力して教育を推進することを目指してきました。

令和3年度からは、次の5年間を見通した「教育推進プラン・江東（第2期）」をスタートします。



「教育推進プラン・江東（第2期）」施策のテーマ1「学び・育ち」では、重要施策1「確かな学び」の中の一つとして、「保幼小中連携」を取組の重点に位置付けています。

年間2回設定している「江東区連携教育の日」を核として、幼稚園・保育所等から小学校へ、小学校から中学校へこどもたちが安心して進学できるよう、幼稚園や保育所等と小中学校の、円滑で、確実な「学び・育ち」の接続を推進していきます。

(2) 「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」と連携教育

「こうとう学びスタンダード」は、江東区のすべてのこどもたちに身に付けさせたい内容を示したものです。平成24年度に「学び方」「体力」「算数」のスタンダードを、平成25年度に「国語」「数学」「英語」のスタンダードを策定し、その定着を目指し、全校で取り組んできました。

令和元年度には、小学校以降の学びにつながる「幼児期に必ず体験する内容」を示した「就学前教育スタンダード」を策定し、「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」として、その取組のより一層の充実を図っています。

ネクストステージでは、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るなど、授業改善・保育改善を推進するとともに、各学校段階等間の、円滑で、確実な、学び・育ちの接続を目指しています。

2 幼児期の学び・育ちを小学校へつなぐ

小学校学習指導要領の総則には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること」とあります。

幼児期の教育から小学校教育への学び・育ちの連続性は、保・幼・小が連携し、互いの教育内容をより豊かに充実させていくことと、互いの教育内容やこどもの発達の特性等を理解することで保障されます。

※ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、p. 8を参照のこと。

(1) 就学前教育（幼児期の教育）の充実

「教育推進プラン・江東（第2期）」施策のテーマ1「学び・育ち」では、重要施策1「確かな学び」の中の一つとして、「就学前教育」を取組の重点に位置付けています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼児期の教育は環境を通して行い、直接的・具体的な体験を重視しています。幼児の自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の重要な学習であることを踏まえ、遊びを中心とした生活を通して、総合的な指導を行っています。

幼稚園教育要領等においては、幼児期に育みたい資質・能力を、幼児の生活する姿から捉えて「ねらい」とし、発達の側面から、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域にわたって示しています。

保育所や幼稚園では、幼児期の教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを踏まえ、幼児の創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことができるよう、幼児の遊びや生活が充実し、発展することを援助するなど、幼児期にふさわしい教育を行っています。

(2) 1年生の教育の充実

保育所や幼稚園で様々な体験をしてきた幼児が、新1年生として小学校に入学し

ます。小学校では、新１年生の実態に応じ、安心感をもち学校生活を送り、学習に取り組めるように配慮しています。入学した多くの１年生は、新しい学校生活に期待をもち、幼児期の教育と小学校教育の学習の方法の違いに徐々に慣れ、学校生活に適応していきます。

しかし、新１年生の中には、基本的な集団生活の習慣や態度が身に付いていない、我慢ができない等、落ち着いて学校生活を送ることができない児童もいます。そこで、小学校入学時の不適応等の未然防止を図るために、江東区教育委員会では次の事業を行い、特に小学校教育のスタートとなる１年生の教育に力を入れています。

○ 小１支援員の配置（平成２０年度開始）

小学校１年生を対象に、小学校の入学時期における生活リズムや学習習慣の定着を目指し、入学当初の４月から夏季休業前までを基本に、小１支援員を１年生の全学級に配置しています。

○ 少人数学習講師の配置（平成２３年度～平成２５年度）

きめ細かい学習指導を実施し、基礎学力の定着を図るために、１クラス３０人を超える児童が在籍する１・２年生の学級のある学校に少人数学習講師を配置しました。

○ 学びスタンダード強化講師の配置（平成２６年度～）

「こうとう学びスタンダード」の確実な定着と学力のさらなる向上を目指し、全てのスタンダードの取組が始まる平成２６年度に、これまで配置していた少人数学習講師と学力強化講師を整理統合し、学びスタンダード強化講師を配置しました。小学校においては国語、算数、体育の教科において、また中学校においては国語、数学、英語の教科において、各学校の計画により配置しています。

第2章

江東区保幼小

連携教育プログラム



1 江東区保幼小連携教育プログラムの基本的な考え方

平成24年度からこの「江東区保幼小連携教育プログラム」を基にした保幼小連携を進めるとともに、「江東区連携教育の日」を年2回設定し、同じ地域の公私立保育所・幼稚園、公立小・中学校の保育者と教員が一堂に会し、保育や授業を参観したり、協議会を開催したりして連携を深めています。

こどもたちの育ちを確かなものにしていくためには、保育所・幼稚園の保育者は幼児が小学校でどのように育っていくのか、小学校教員は児童が保育所・幼稚園でどのように学んできたのかを理解し、それぞれの教育をさらに充実させていくことが大切です。

※ 本プログラムにおける「保育所・幼稚園」には認定こども園等のすべての就学前教育施設を、「小学校」には義務教育学校（前期課程）を、それぞれ含みます。
また、本プログラムでは、保育所や認定こども園、幼稚園等のすべての就学前教育施設において保育を行う者の総称として「保育者」という文言を用いています。

（1）策定のねらい

本プログラムは、公私立、保育所・幼稚園等の種別を問わず連携を深め、「江東区のこどもたち」の就学前教育と小学校教育の内容のさらなる充実と、学び・育ちの連続性を考慮した円滑な接続が可能となるよう、より実践的な取組を促すことを目的としています。

策定の具体的なねらいは、次のとおりです。

○ 実際に交流・連携ができるようにする。

江東区のすべての保育所・幼稚園の保育者、小学校教員が、本プログラムを参考にして、地域の特性や各施設の状況に応じた効果的な連携教育の具体的な見通しをもち、交流・連携ができるようにします。

○ 江東区の幼児・児童の学び・育ちを確かなものにする。

江東区のすべての保育所・幼稚園、小学校が相互に理解し合い、互いの教育内容をより豊かに充実させ、幼児・児童、すなわち「江東区のこどもたち」の学び・育ちを確かなものにします。

○ 就学前教育から小学校教育への学び・育ちの接続を円滑にする。

平成29年3月告示の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、それに基づいた幼児期の教育の実践とともに、小学校教育との円滑な接続が求められています。また、同じく平成29年3月告示の小学校学習指導要領において、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施することが求められています。

本プログラムにより、江東区すべての保育所・幼稚園の保育者と小学校教員の相互理解を図り、こどもの発達に応じた教育の展開や、就学前教育から小学校教育への学び・育ちの円滑な接続を目指します。

(2) 連携教育の進め方

円滑な連携・交流を図るために、次のような手順で連携を進めます。

① 連携教育担当者を決めます。

連携教育を円滑に進めるために、各施設の窓口となる連携教育担当者を決めます。他の施設との連絡調整、各施設における連携教育の推進にあたります。

② 連携協力校(園・所)のグループ表を参考にします。

連携をする学校や保育所・幼稚園をグループ表で確認します。他のグループの学校や保育所・幼稚園等と交流しても構いません。

③ 連携教育担当者会に参加します。

年度当初に各グループで連携教育担当者会を開催します。各施設の校園長等の責任者や連携教育参加者が参加し、「江東区連携教育の日」の計画や交流等の打ち合わせを行います。

④ 連携教育に取り組めます。

年2回の「江東区連携教育の日」に参加したり、円滑な接続を目指した教育、日常の交流活動に取り組んだりします。

⑤ 連携教育の取組を報告します。(私立保育所・私立幼稚園等は努力事項)

年度末に連携教育の取組について教育委員会(各所管課)に報告します(報告書の提出の依頼があります)。

(3) 連携協力校(園・所)のグループ

巻末の一覧表は小中学校の通学区域や、保育所・幼稚園の所在地の距離的・物理的背景を基に、江東区立中学校及び義務教育学校24校を中心に保育所・幼稚園・小学校をグループ化したものです。

このグループは、初めて連携を試みようとする時や、実践を行う場合の第1パートナーとなる施設としての位置付けであり、すでに連携協力をしている学校や園などグループ外の施設との関係や取組に影響するものではありません。

(4) 連携に取り組む際の配慮

連携を進める上で大切なのは相互理解であり、交流活動は互惠性があることが大切です。保育者・教員同士が理解し合うこと、幼児・児童・生徒が主体的に交流活動に取り組めるようにすることが重要です。特に交流活動は無理せず、長く続けられるような簡単な取組から始めましょう。

① 初めての連携は、簡単な交流から始めます。

② 交流活動が難しい場合は、学校公開や行事等への参加から始めます。

③ 互いの保育や授業を実際に参観できるようにします。

④ 連携が形式的なものにならないよう教育課程・保育課程等に位置付けます。

⑤ 連携し合う各施設の実情を相互に理解し合い、できることから実践します。

⑥ 連携した取組を学校・園だより等で紹介し、保護者に理解していただくよう努めます。

2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」によるこどもの姿の共有

(1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領に示されたねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものです。

到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないこと、全ての幼児に同じように見られるものではないこと、5歳児に突然見られるようになるものではないため、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことなどに留意する必要があります。（「保育所保育指針解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」にも同様の記述あり。）

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



(1) 健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
(2) 自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
(3) 協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
(4) 道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
(5) 社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
(6) 思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
(7) 自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
(9) 言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
(10) 豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

(2) 各学校段階等間の円滑な接続について

平成29年3月告示の学習指導要領等においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫するなど、各学校段階等間の円滑な接続を図ることが求められています。

就学前教育（幼児期の教育）から小学校教育への接続においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、保育者と小学校教員で、こどもの姿を共有することが重要です。イメージするこどもの姿に違いが生じることもあるかもしれませんが、十分に話し合い、こどもの育ちを共通理解することが求められます。

各学校段階等間の円滑な接続についての学習指導要領等における記述

◆ 幼稚園教育要領

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等 5 小学校との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

※ 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも同様の記述あり。

◆ 小学校学習指導要領

第1章 総則 第2 教育課程の編成 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。
また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。
- (2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

◆ 中学校学習指導要領

第1章 総則 第2 教育課程の編成 4 学校段階間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとする。

- (1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。
- (2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

(3) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した評価や保育記録の工夫

今回の学習指導要領等の改訂では、「評価の妥当性や信頼性」を確保することが求められています。保育所・幼稚園においては、確かな幼児理解に基づき、評価の妥当性や信頼性を高められるよう創意工夫を行うことが必要です。

その創意工夫の一つとして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用することは、有効な手段だと考えられます。しかし、このいわゆる「10の姿」の扱いについては、「到達すべき目標ではないこと」や、「個別に取り出されて指導されるものではないこと」等に留意する必要があります。

同時に、評価（保育記録を含む）の視点の一つとして用いる際には、その「項目名」だけでなく、「説明文（文言）」にまで着目することが、非常に重要です。



ステップ①

「項目名」を意識する

「説明文（文言）」にまで着目することにハードルの高さを感じてしまう場合は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を評価の視点として取り入れるきっかけとして、「項目名」を意識することから始めてもいいかもしれません。

しかし… ステップ①では、「妥当性や信頼性」の確保は不十分です。



なぜなら…

幼児の姿を捉える基準が、教師の「主観」だからです。

「自立心」や「協同性」といった言葉から想起するイメージは、人により異なります。

「妥当性や信頼性」を確保するために、いわゆる「10の姿」をスコープ・フィルターとして幼児の姿を捉えようとしても、そもそも「10の姿」の解釈が「自分なり」では意味がありません。

ステップ①では、「妥当性や信頼性」を確保するには十分ではないのです。



ステップ②

「説明文（文言）」と照らし合わせる

目の前の幼児の姿が、「説明文（文言）」のうち、どの箇所に当てはまる（つながる）のか、ていねいに読み取ります。 ※「説明文（文言）」はp. 8を参照のこと。

このことを実行して初めて、評価の妥当性や信頼性が確保されると言えます。ぜひ、ステップ②まで実践できるようになりたいものです。